



猛暑の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

いよいよ夏本番となりました。みなさまはいかがお過ごしでしょうか。

この時期、水分補給の大切さは熱中症予防の観点から語られることが多いですが、水分補給の効果については、次のような研究結果も発表されています。

「学生たちに、250mlの水を飲む前と後にそれぞれテストを実施したところ、水を飲んだ後のテストの成績のほうが、飲む前に比べて10%得点が高かった」「大人の場合、500mlほど水を飲めば判断スピードが14%ほど高まる。この実験は、のどが渇いていないと思っている人にも有効。」

汗をかくなどにより体の水分が1～2%減少すると、集中力、反応速度、判断力といった脳のパフォーマンスが明らかに低下するそうです。適度な水分補給を心がけることで、集中力や判断力の低下を防ぐことができるようですから、熱中症対策としてのみならず、「生産性の向上」の視点からも、デスクワークの方を含めて、小まめな水分補給について従業員へ推奨してみてはいかがでしょうか。

墜落・転落災害撲滅キャンペーンの実施について

全国の建設業における墜落・転落災害は、法令等の整備、仮設機材、安全衛生保護具の充実が図られる等により、ここ2年は大きく減少していますが、依然として**事故の型としては最多で、建設業における死亡災害に占める割合もなお3割を超える**状況です。

墜落・転落災害撲滅キャンペーンは、建設業労働災害防止協会において、建設業の労働災害で最も多い「墜落・転落災害」撲滅のため、令和5年度からスタートした「**第9次建設労働災害防止5か年計画**」に基づく取り組みです。

「第9次建設労働災害防止5か年計画」では、計画期間中の**墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させることが目標**となっています。

最も暑く過酷な作業環境となる期間に、墜落・転落災害の防止対策の実施について改めて周知徹底をお願いいたします。



キャンペーン実施期間

令和7年8月1日～9月10日

キャンペーン期間中に実施すべき事項

- ① リスクアセスメントの実施
- ② 作業床の設置
- ③ 安全帯の使用
- ④ はしごや脚立の使用

実施事項の詳細については以下の二次元コードをご参照ください（二次元コードを読み取ることと取得するURLは、建設業労働災害防止協会が運営する外部サイトにアクセスします。令和7年7月時点のURLです）。



建設業労働災害防止協会
ホームページ

建設業労働災害防止協会
トップページ> 広報活動の
ご案内> 各種労働災害防止
運動の展開> 墜落・転落災
害撲滅キャンペーン

第14次労働災害防止計画には、取り組むべき8つの重点対策が定められており、その中に「**業種別の労働災害防止対策の推進**」があります。また、**林業においては以下の様な目標**が定められておりますので、目標達成のため安全対策に取り組んでいく必要があります。

【アウトプット指標】

2027年までに、「**チェーンソーによる伐木等作業の安全ガイドライン**」に基づく措置を実施する**事業場**の割合を**50%以上**とする。

【アウトカム指標】

2027年までに、伐木作業による死亡災害を重点として、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、**死亡者数**を2022年と比較して**15%以上減少**させる。

【チェーンソーによる伐木等作業の安全ガイドライン】

・本ガイドラインは、**チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下、伐木等作業）の安全を推進**することを目的として定められたガイドラインです。

・本ガイドラインは伐木等作業に適用され、伐木作業の結果かかり木が生じた場合及び既にかかり木が生じ、当該かかり木の処理のための準備等の作業を行う場合（台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。）を対象としています。

厚生労働省
ホームページ
伐木作業・林業に
おける安全対策



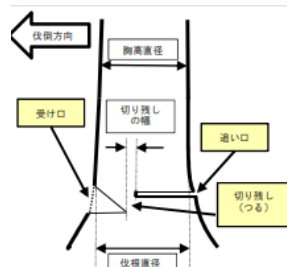
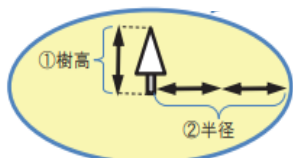
【伐木等作業の安全ガイドライン 措置の概要（抜粋）】

【保護具等の選定・着用】

- ①下肢の切創防止用保護衣、
- ②適切な衣服、③防振手袋、
- ④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具等の着用を徹底する。

【伐木等作業を安全に行うための事前準備等】

- ①伐木等作業場所の事前調査・記録、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成（作業計画には緊急時の連絡体制、連絡責任者を定める）、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施



【伐木等作業における安全確保】

- ①伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止。
- ②胸高直径20cm以上の木を伐倒する場合は、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口と適当な深さの追い口を作る。技術的に困難である場合を除いて、伐根直径の10分の1程度となるよう切り残し（つる）を残す。
- ③あらかじめ退避場所を決めておき、受け口が浮き始めたら速やかに退避場所へと退避する。

【かかり木処理における安全確保】※以下の事項については行ってはいけません。

- ①かかっている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の木の伐倒（浴びせ倒し）、③かかっている木の元玉切り、④かかっている木の肩担ぎ、⑤かかり木の枝切り



特にお願いしたいこと

- ①伐木等の際には**あらかじめ退避場所を決めておき、伐倒する者以外の労働者を立ち入らせない**ようにする。また、**立入禁止について縄張、標識等で明示**する。
- ②**連絡責任者を定め、緊急時の連絡体制を整備**する。
- ③チェーンソーを使用する際は、**下肢を保護する防護衣を着用**させる。
- ④**かかり木処理**について、かかっている木を伐倒したり、かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させない。